

令和3年5月12日 策定

令和3年8月19日 改定

令和3年10月13日 再改定

生徒会行事（第68回野岸祭代替）感染症対策ガイドライン

小諸高等学校生徒会

1. はじめに

新型コロナウイルスの流行に伴い、昨年度は本校の文化祭である野岸祭の中止、および代替となる生徒会行事への振替を余儀なくされました。今年度も引き続き感染症拡大が懸念される中ではありますが、例年の企画や日程を十分精査・見直しした上で開催したいと考えています。それにあたっては、「生徒会行事（第68回野岸祭代替）感染症対策ガイドライン（以下、本ガイドライン）」を策定し、全校生徒および教職員ならびに保護者の共通理解のもと、学校行事の中核である文化祭が遂行できるよう取り組みを進めていきます。関係者の皆さまにおいては、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本ガイドラインの策定にあたっては、長野県教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校の運営ガイドライン」（令和2年11月24日付、同12月28日改定、令和3年5月6日再改定）をもとに基本的な方針を作成しています。

2. 基本方針

（1）各自の対応と来場者の制限

- ① 感染症防止の観点から、校内に入場できるのは生徒および教職員のみとする。ただし、必要に応じて業者の入場は認める。
- ② 生徒および教職員は、毎日健康チェックを行い、発熱等の風邪症状がある場合には自宅で休養することとする。
- ③ 生徒および教職員で下記に該当する場合には登校を控える。
 - ア 平熱を超える発熱が見られる場合
 - イ 倦怠感・息苦しさ・味覚異常・嗅覚異常等の症状がある場合
 - ウ 保健所より、新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者とされた場合
 - エ 同居の家族もしくは身近な知人に新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合
※特に、感染拡大地域から帰省してきた親族が同じ環境で生活している場合には、より慎重な対応を徹底する。
 - オ 過去2週間以内に、入国制限のある国への滞在歴がある場合
 - カ 新型コロナウイルスワクチン接種による体調不良が見られる場合
 - キ その他、感染症予防の観点から必要と認められる場合
- ④ 開催期間中は、各自が以下の対応を徹底する。
 - ア 登校前のClassiによる健康チェックもしくは紙媒体での健康チェック
 - イ 校内でのマスク着用および手洗い
 - ウ こまめな水分補給

エ 教室等の換気

オ 個々の身体的距離の確保

- ⑤ 昼食時には、近距離・大声での会話がなされないように注意する。
- ⑥ 保護者の来場については、日々の接触の範囲が生徒より広いことを勘案して来場はお控えいただく。
- ⑦ 期間中、全参加者は感染防止をより徹底するために、不織布マスクを着用する（飛沫量の防止効果は、不織布マスクで80%低減、ウレタンマスクで50%低減）。なお不織布マスクは生徒会係で購入し、全校生徒に配布する。ただし、体質的に不織布マスクの着用が難しい場合には、この限りでない。
- ⑧ 登校時に検温を行い、明らかな発熱が見られる場合には保健室にて再度検温を実施する。そこで平熱を明らかに超える発熱がある場合には、行事への参加を見送る。

(2) 企画について

- ① 三密を回避し、長時間・大人数での活動とならないように、日程・会場配置を考慮する。このため、全体の開催時間を例年よりも短縮し、個々の企画の感染予防に努める。
- ② 生徒の接触の恐れがある企画については、これを行わない。同様に大人数での発声を伴う企画も中止とする。
- ③ 生徒による飲食物の販売はこれを行わない。また生徒による金銭の授受を伴う活動は行わないように企画内容を立案する。ただし、外部業者によるものはこの限りでない。
- ④ クラス・委員会・クラブ企画は屋外の利用を併用しながら密集を避ける。
- ⑤ 全校生徒が一同に会する機会は屋外に限り、屋内では第1体育館、第2体育館での2分割開催を基本とする。

3. 準備にあたっての留意事項

- (1) 準備にあたっては、三密をさけて各自が適切な距離を確保しながら行う。また開始前・終了後の手洗いを確実にする。
- (2) ダンスパフォーマンスの練習は、放課後16:30を最終とし、以降は行わない。また朝SHRは読書等の活動に当てるものとする。さらにLHRを練習に当てることは妨げないが、実施の際は担任の承認を受けること。
- (3) 放課後に居残って準備をするときには、所定の用紙に必要事項を記載の上、必ず担任の承認を受けること。なおその居残届は各クラスの代表者が教務室に持参し、掲示をお願いすること。
※ただし、県教育委員会の指示に基づき、半日日課の実施など通常の日課が変更される場合にはこの限りでない。
- (4) 期間中の下校時間は、以下のように設定する。
 - ① 居残り届け未提出の場合…例年通り、17時までには校舎から出ることとする。
 - ② 居残り届け提出者の場合…例年は19時を最終下校時刻としているが、今年度は感染症防止の観点からこれを1時間繰り上げ、18時までには校舎から出ることとする。

- ③ 部活動に参加する場合 …大会直前などクラブに応じた理由が想定されるため、一律に下校時刻の下限は設けないが、各顧問の監督のもと、クラブとして定められた下校時刻までには必ず校舎敷地外へ出ること。

(5) 感染症対策のためのアルコール消毒物品は生徒会係から支給する。

4. 生徒会行事期間(10/21~22)の留意事項

(1) 開祭式・閉祭式・後夜祭

- ① 開祭式・閉祭式は時間を短縮し、放送にて実施する。生徒はそれぞれの HR 教室で待機する。
- ② 後夜祭は第1体育館・第2体育館の2会場に分け、それぞれ換気を徹底する。また身体的距離を確保するため、周囲との間隔を前後左右とも1m程度空ける。
- ③ 後夜祭は希望者のみの参加とし、事前に参加希望調査を行う。この調査で参加と回答していない者については入場を一切認めない。なお参加人数が少ない場合には、状況に応じて第1体育館のみで行うこともある。
- ④ 後夜祭での演奏を伴うステージ発表は行わず、文化部発表に振り替える。
- ⑤ ステージと観客席は5mの間隔を空け、内容に応じてシールドを設置する。

(2) クラスマッチ

- ① 競技種目は、生徒同士が接触しないことを前提条件として設定する。
- ② 会場にアルコール消毒を常備するとともに、競技終了後のこまめな手洗いをを行う。
- ③ 水分補給について、共通のジャグタンクからの給水は行わない。その代わりに、各自1本の飲料水を配って熱中症対策に努める。
- ④ 自らの競技以外の時間は必ず不織布マスクを着用する。天候や競技直後の息苦しさなどやむを得ない事情がある場合には外しても構わないが、その際は周囲と必ず2m程度間隔を空け、密集した状態にならないよう心掛けること。
- ⑤ クラスでの円陣は妨げないが、適切な距離を保ち、手をつないだり肩を組んだりすること、また大声を出すことは避ける。
- ⑥ 屋内競技について、体育館は常に窓を全開にして換気を行うものとする。また全種目において、使用する用具は自身の競技が終了したら必ず消毒作業を行う。消毒をしないまま次の競技者に渡すことのないように、管理を徹底する。

(3) 文化部発表

- ① 吹奏楽部・軽音楽部・合唱部の発表は、観客席とステージを最低5m空け、ステージ前スペースは完全立ち入り禁止とする。
- ② 可能であれば屋外会場を併用し、なるべく密閉空間となることを避ける。
- ③ 発表内容によっては、ステージと観客席の間にシールドを設ける。
- ④ 屋内会場の場合には、座席の指定について後夜祭等と同様の対応を取る。
- ⑤ 換気が十分にできない可能性のある場所では、入場できる上限を収容人数の50%程度とする。

(4) ハモコモ (今年度のみ、「スタコモ」)

- ① 第1体育館を主会場とし、学年ごと時間を分けて開催する。
- ② 発表時のみマスクを外しても構わないが、その状態での発声は慎むこと。また発表時以外は必ずマスクを着用すること。
- ③ 体育館は常時換気を行う。
- ④ 発表者への声援は拍手にて行い、発声はしないこと。

5. その他

- (1) 感染症防止対策は本ガイドラインを基本とする。ただし、長野県への緊急事態宣言発出もしくはまん延防止等重点措置の実施、あるいは佐久・小諸地域での爆発的感染増加（以下、非常時）など、状況に応じて変更を加える可能性がある。
- (2) 県教育委員会ガイドラインでは、感染症警戒レベルが5になった段階で追加の感染対策を行うことと定めている。したがって、佐久圏域もしくは小諸市の感染警戒レベルが5になった場合は、追加の対策措置を取るものとする。
- (3) 対策に疑義が生じた場合には、必ず各クラスの野岸祭運営委員もしくは評議員が生徒会執行部に連絡を取り、指示を受けること。なお生徒会執行部は必ず生徒会顧問と打ち合わせの上、各クラスへ指示を伝達するものとする。
- (4) 緊急事態宣言発出に伴う休校措置が取られた場合には、企画の一部もしくはすべてが中止になる可能性がある。順延等の措置については、状況によって県教育委員会からの指示や職員会での判断に準じる。

【問い合わせ先】

小諸高等学校生徒会係

主 任 速渡 賀大 (ハヤト マスヒロ)

文化祭担当 青木 豊美 (アキ トヨミ)

電話：0267-22-0216 (学校代表)